

質疑・回答書

告示番号	豊中市上下水道局告示第104号	件名	令和5年度下水道築造工事(新免幹線)
No	質疑事項		回答
1	各項目の「水」は間接費について処分費扱いとされているかご教示願います。		処分費扱いです。
2	5号明細書 セメント系固化材が「バラ」となっていますがサイロ等が計上されていません。サイロ等設備、もしくはフレコンへの変更の場合は設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。		設計変更協議の対象とします。
3	17・27号代価表、22・32号代価表 規格欄のセグメント幅が「切羽及び坑内作業工」と「坑外作業工」で一致していません。代価内の当り数量は一致しているため当り数量は正と考えてよろしいでしょうか。		ご質問のとおり、当り数量は正として積算を行ってください。
4	スクラップ費は共通仮設費・現場管理費・一般管理費すべての経費対象外でしょうか。		ご質問のとおり、すべての経費対象外です。
5	55・61・66～68・75号代価表 鋼材質料に係る修理・損耗費の使用係数について以下のいずれかご教示ください。 ① 2.37 ② 1.73 ③ 1.09 ④ 1.00		④1.00です。
6	19号明細書 軌条設備について、想定されている以下の数量をご教示ください。 ①「一次覆工日数」 ②「二次覆工日数」 ③「坑内整備工日数」 ④「共用日数の割増率」		①+②=189.6日 ③0日 ④1.5 なお、損料日数は143日として積算しています。
7	159・266・272・289・518号代価表 労務費が著しい制約(1.14)にて積算されている箇所の「クレーン(作業料金)」については単価に補正はされているのでしょうか。補正されている場合は補正值をご教示ください。		補正しておりません。
8	438号代価表 Z1の材料欄において「モルタル(高炉)配合 1:3」となっていますが、高炉セメントが正と思われます。以下ご教示ください ①「モルタル(高炉)配合 1:3」の単価にて積算されているのでしょうか。 ②その場合この条件にて入札し受注後の設計変更でしょうか。		①「モルタル(高炉)配合 1:3」の単価にて積算しています。 ②設計変更協議を行います。
9	各工種にて「著しい制約(1.14)」にて積算されていますが、以下の想定されている施工時間は何時から何時まででしょうか。 ①既設道路での作業 ②公園復旧工		①②とも、9時～17時(うち1時間休憩)です。
10	53・63号明細書 鋼製ケーシング一立坑土工 残土処分について建設残土(10tダンプ運搬)となっております。水中掘削のため改良が必要となった場合、あるいは、ベッセルダンプでの搬出が必要となった場合、産業廃棄物扱いとなった場合は設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。		基本的には開削工事等により掘り出された土砂は、泥状を呈していても汚泥ではなく土砂と判断します。 ただし、土砂の性状から、残土受入地の受入可否や再生利用などに際し、土砂処分が困難と判断される場合は設計変更協議の対象とします。 なお、ベッセルダンプでの搬出が必要となった場合、設計変更の協議対象とします。

11	56号明細書 鋼製ケーシング圧入掘削設備において「機械退避・再設置工」が計上されていません。圧入掘削時は夜間開放不要と考えてよろしいでしょうか。また開放が必要な場合は「機械退避・再設置工」・「重機等の回送」は設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおり、夜間開放不要と想定しています。交通管理者との協議により開放が必要と判断されれば、「機械退避・再設置工」は設計変更の協議対象とします。ただし、「重機等の回送」は共通仮設費率に含まれるため設計変更の協議対象といたしません。
12	8・9号明細書 二次覆工のコンクリート打設についてすべて圧送管延長距離が60m以下となっていますが、「No.7接続部」・「No.9接続部」・「シールドマシン内部」は該当立坑の地上部にポンプ車を設置し打設すると想定しているのでしょうか。また「φ800接続部」については想定されているポンプ車の設置箇所をご教示願います。	・「No.7接続部」はNo.7立坑 ・「No.9接続部」「シールドマシン内部」「φ800接続部」はNo.9立坑にポンプ車の設置を想定しています。
13	120号代価表 管路内インハート工のコンクリート打設についてポンプ車の圧送管延長距離が180-240mとなっていますが、各立坑からの配管打設とする場合No.1立坑からNo.7立坑の区間距離600mに対して積算条件の圧送管延長距離では短いと思われます。設計上想定されているポンプ車の設置個所と延長算出根拠をご教示ください。	No.1立坑およびNo.7立坑にポンプ車の設置を想定しています。歩掛上最大となる180-240mを適用しています。
14	シールドセグメントの継手ボックス充填工が計上されていません。可否についてご教示ください。必要な場合は設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	継手ボックス充填工が不要となるセグメントを想定しているため、積算計上しておりません。
15	2号明細書、2号代価表 コーキング工の材料が計上されていません。設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	材料が必要と判断されれば、設計変更の協議対象とします。
16	第10号明細書(発進坑口)、第11号明細書(支圧壁)において足場が計上されておりません。追加となる場合は設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	代価表第77号に足場工を計上しており、発進坑口・支圧壁設置の際に流用されると想定しているため、設計変更協議の対象と致しません。
17	特記仕様書Ⅳ「施工条件及び設計の考え方」【16】涉外事前調整(3)のNo.7及びNo.立坑9の占用許可と記載がありますが、立坑構築物の占用許可もしくは工事範囲の占用許可のどちらを示すのかご教示願います。また想定されている許可時間、条件等ご教示ください。	立坑構築物の占用許可です。 工事範囲の道路使用許可については、受注者により交通管理者へ申請が必要です。 なお、No.7立坑は終日車両通行止め、No.9立坑は終日幅員減少での道路使用許可を想定し設計しています。
18	No.6人孔及び管路築造時は道路通行止めでの施工が必要と考えますが可能でしょうか。	道路使用協議及び許可申請は受注者にて行うため確定ではありませんが、車両通行止めでの作業を想定して設計しています。
19	管きょ工シールドの急曲線部(R20、R25)で使用する「コンクリート中詰鋼製セグメント」はリング間ホルトが鋼製セグメントの半数程度で目開きの懸念が考えられます。また300mm幅製品の場合コンクリート打設範囲が少なく滑落・ひび割れの懸念が考えられます。仕様を変更する場合は設計変更の対象となりますでしょうか。	設計変更の対象といたしません。
20	一般仕様書 8. 枯損樹木等の取扱いについて:「対象となる植栽工事については樹木保険に加入し、その書類を提出すること」と記載がありますが、本工事では対象となりますでしょうか	対象です。
21	一般仕様書 8. 枯損樹木等の取扱いについて:「対象となる植栽工事については樹木保険に加入し、その書類を提出すること」と記載があります。対象となる場合は対象植栽と期間をご教示願います。	代価表第461号にて積算している樹木が対象です。(設計図では番号79)期間は引渡し後1年間です。